

公立大学法人 公立はこだて未来大学

知的財産ポリシー

公立はこだて未来大学は、以下の知的財産ポリシーに基づき、研究成果を知的財産として保護することにより、研究成果の経済的価値を高めるように努め、知的財産を活用することにより、適切な収益を確保して研究資金への還元に努めます。

1 趣旨

本ポリシーは、公立大学法人公立大学はこだて未来大学（以下「法人」という。）が設置する公立はこだて未来大学（以下「本学」という。）における教育・研究活動等により創出された知的財産の取扱いの基本的な考え方を定めるものです。

2 知的財産の保護および活用

法人は、本学において創出された知的財産について、論文発表等のみにとどめることなく、積極的に保護し活用します。また、法人は、知的財産の活用により研究成果を広く社会に還元し、適切な収益を確保することにより研究資金への還元に努めるとともに、本学の研究力・ブランド力を高めていくことを目指します。

3 適用対象者

本ポリシーの適用対象者は、本学の教員、職員および研究に関して法人と契約関係にある者（以下「教職員等」という。）とします。なお、本学の学生または大学院生のうち、本ポリシーの適用対象者となることについて同意した者は、本ポリシーの適用対象者とします。

4 地域の成長と発展への貢献

本ポリシーにおいて「知的財産」とは、教職員等によって創出される次に掲げるものをいいます。

- (1)特許法の対象となる発明、実用新案法の対象となる考案および意匠法の対象となる意匠（以下「発明等」という。）
- (2)著作権法の対象となる著作物
- (3)商標法の対象となる商標
- (4)ノウハウ等の技術情報で、秘匿することができ、かつ、資産価値のあるもの

5 知的財産の帰属

(1)職務発明等の帰属

教職員等がその職務上、または職務に関連して創作した特許法上の職務発明等については、原則として法人が特許を受ける権利等を承継します。

(2)著作権の帰属

教職員等が創作した著作物の著作権の帰属は、次のとおりとします。

ア 職務命令に基づいて教職員が作成した著作物の著作者は、法人です。

イ 教職員が職務遂行上作成した著作物（以下「職務関連著作物」という。）のうち、法人を通じて第三者に利用許諾をする著作物については、法人が著作者から著作権を承継します。

(3)技術情報の帰属

教職員等が創作したノウハウ等の技術情報で、秘匿することができ、かつ、資産価値のあるものを法人を通じて第三者に提供する場合は、法人が創作者から成果を承継します。

6 発明等の承継および管理

法人は、教職員等から発明等の届出があった場合には、特許を受ける権利等を承継するか否かについて、(1)に定めるところにより厳正に審査するとともに、特許を受ける権利等を承継した場合には、その出願、権利化、権利の維持および特許等の活用に関する業務を責任をもって行います。法人が、費用対効果を考慮し、特許を受ける権利等を承継しない場合または?に定めるところにより出願または特許権等を放棄する場合には、法人は、発明者等が特許を受ける権利等または特許等を保有することを認めます。

(1)特許を受ける権利等の承継要件

特許を受ける権利等の承継の審査に際しては、基本的な特許要件等を満足するものであることに加えて、事業化計画の妥当性および特許等の戦略性を評価したうえで、厳選します。

(2)出願および特許権等の放棄

法人は、発明等の事業化への取組みの継続性や事業化の可能性を評価し、事業化の可能性が低くなったと判断した場合には、その出願または特許権等を放棄します。

7 知的財産の保護・活用の推進

教職員等は、価値ある研究成果を知的財産として保護し活用するために、次のことに努めます。

(1)発明等の発掘

教職員等は、研究成果を保護して事業化するため、発明等の発掘に努めます。

(2)発明届等の早期の提出

発明等を創作した者（以下「発明者等」という。）は、研究成果を公表する前に法人が出願の処理が完了できるように、法人に対して事前に発明届等を提出することに努めます。

(3)企業等への積極的な働きかけ

発明者等は、法人による発明等の出願後、発明等を事業化するために法人が企業等に対して行う働きかけについて、積極的に協力するよう努めます。

(4)権利化への協力

発明者等は、発明等の出願を権利化するために、最大限の協力を努めます。

8 発明者等への報奨

法人は、法人が承継した発明等については、次に定めるところにより、発明者等に対して報奨金または報償金を支払うとともに、発明者等の業績として適正に評価を行います。また、これらにより、知的財産の創出および保護・活用の活動を奨励し、発明等の意欲の向上に努めます。

(1)登録報奨金

法人は、出願された特許等が登録された場合には、発明者等の請求に基づき、発明等への貢献度に応じた登録報奨金を支払うこととします。

(2)実施報償金

法人は、発明等の実施により法人に収入があった場合には、発明者等の請求に基づき、特許法第 35 条第 3 項の規定に基づく実施報償金を支払います。

(3)評価への反映

法人は、教職員が職務上創作した発明等について出願された場合、特許等が登録された場合および知的財産の実施、使用または譲渡により法人に収入があった場合には、その功績を総合的に評価して、発明等を創作した教職員の業績評価に反映させることとします。

9 共同研究企業に対する協力要請

法人は、大学における研究成果を広く社会に還元するという大学の使命を果たすため、本学との共同研究を行う企業（以下「共同研究企業」という。）に対して、次のガイドラインに沿って法人の知的財産に関する活動にできるかぎりの協力を求めることとします。

(1) 受益者負担の原則

法人は、共同研究企業が共有特許について自己実施を希望する場合には、特許の出願から取得までの費用および特許の維持に要する費用のうち、法人の特許の持分に応じた費用についても、共同研究企業の負担とすることを原則とします。

(2) 自己実施料の支払免除

法人は、共同研究企業が共有特許について、第三者に実施許諾することを事前に同意する場合には、共同研究企業がその共有特許を自己実施することに対し実施料の支払を求めません。

10 その他の報償

(1) 職務関連著作物の著作権の使用許諾による報償

法人が職務関連著作物の使用を許諾することにより対価を得た場合には、法人は、著作者の請求に基づき、報償金を支払うこととします。

(2) 技術情報の提供による報償

法人が、技術情報を提供することにより対価を得た場合には、法人は、創作者の請求に基づき、報償金を支払うこととします。

11 関連規定

本ポリシーが対象とする知的財産に関する具体的な取扱いについては、別に規程で定めることとします。

